

## 市第96号議案

## 公園の指定管理者の指定

次のように公園の指定管理者を指定する。

令和元年12月6日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
平安公園（プール及び子供用プールに限る。）及び岸谷公園（プール及び子供用プールに限る。）	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13番9号	株式会社協栄 代表取締役社長 山田 賢治	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
白幡仲町公園（子供用プールに限る。）及び六角橋公園（プール及び子供用プールに限る。）	東京都中央区銀座4丁目12番15号	オーエンスグループ 代表者 株式会社オーエンス 代表取締役社長 大木 一雄	同
元町公園（プールに限る。）、弘明寺公園（プール及び子供用プールに限る。）及び中村公園（プール及び子供用プールに限る。）	東京都江東区大島1丁目9番8号	株式会社フクシ・エンタープライズ 代表取締役社長 福士 昌	同
横浜市こども植物園及び横浜市児童遊園地（教養施設を除く。）	中区日本大通58番地	公益財団法人横浜市緑の協会 理事長 上原 啓史	同

野庭中央公園（プール及び子供用プールに限る。）及び大坂下公園（プール及び子供用プールに限る。）	東京都江東区大島1丁目9番8号	株式会社フクシ・エンタープライズ 代表取締役社長 福士 昌	同
川辺公園（プール及び子供用プールに限る。）、大貫谷公園（プール及び子供用プールに限る。）及び鶴ヶ峰本町公園（プール及び子供用プールに限る。）	東京都中央区銀座4丁目12番15号	オーエンスグループ 代表者 株式会社オーエンス 代表取締役社長 大木 一雄	同
洋光台南公園（プール及び子供用プールに限る。）、芦名橋公園（子供用プールに限る。）、磯子腰越公園（プール及び子供用プールに限る。）及び森町公園（プール及び子供用プールに限る。）	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13番9号	株式会社協栄 代表取締役社長 山田 賢治	同
海の公園	中区日本大通58番地	公益財団法人横浜市緑の協会 理事長 上原 啓史	同
富岡八幡公園（プール及び子供用プールに限る。）	東京都中央区銀座4丁目12番15号	オーエンスグループ 代表者 株式会社オーエンス 代表取締役社長 大木 一雄	令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

菊名池公園（プールに限る。） 及び綱島公園（プール及び子供用プールに限る。）	同	同	令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
千草台公園（プール及び子供用プールに限る。） 、茅ヶ崎公園（プールに限る。） 及び山崎公園（プール及び子供用プールに限る。）	同	同	同
しらゆり公園（プール及び子供用プールに限る。） 及び宮沢町第二公園（プール及び子供用プールに限る。）	東京都江東区大島 1 丁目 9 番 8 号	株式会社フクシ・エンタープライズ 代表取締役社長 福士 昌	同
阿久和富士見小金台公園	南区六ツ川四丁目 1, 234 番地	株式会社田澤園 代表取締役社長 田澤 重幸	令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

### 提 案 理 由

平安公園等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

**参 考**

**オーエンスグループの構成員**

- 1 東京都中央区銀座 4 丁目 12 番 15 号

株式会社オーエンス

代表取締役社長 大 木 一 雄

- 2 大阪府中央区平野町 2 丁目 3 番 7 号

株式会社ウェルサイエンス

代表取締役社長 大 木 一 雄

**地方自治法（抜粋）**

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）